

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成30年1月19日（平成30年（独個）諮問第3号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（独個）答申第88号）

事件名：本人が特定月以降に職員用相談窓口を利用した際の相談記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月9日付け総法文1254号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 異議申立ての趣旨

平成27年10月9日付け総法文1254号に関わる通知内容を全て取り消し、再度文書の特定と開示をやり直すべし。

イ 異議申立ての理由

平成27年10月9日付け総法文1254号に関わる通知内容によると、原開示請求（平成27年7月22日付）に基づき文書1ないし文書3に記録された保有個人情報が特定され、全部ないし部分開示された。

（ア）上記の各文書以外に、添付したような問い合わせメールや返信（資料1）、メール相談、電話相談が複数回あり、資料提出も相当量している（資料2）。それらの文書やその記録類が特定から漏れている。再度検索して一切を開示することを求める。

（イ）文書2は〈相談対応〉の部分が隠蔽されているが、この情報は法

令により開示相当部分である。医療カルテでもこの様な診療対応の部分は全て開示であり相談業務の公平性や客観性，相手との信頼関係，当人への記録提供性から見てこの開示相当は確定している。

(ウ) 背景その他の理由。職員相談室や相談員は大学運用上極めて重要な任務を担っている。a. もし相談業務が特定者の影響下ないし報告義務下に置かれたなら，相談業務の基盤は崩壊し，恣意的，形骸的運用となりえる。b. ハラスメント相談では「当事者の受け止め方が被害認定の重要要素」と安易に認めれば，冤罪や恣意的被害主張，混乱が生じる。しいては告訴・告発合戦となり大学環境はますます劣化する。c. また当事者双方が同時期に相談室に同一相談員に相談する事態も生じる。

これらの観点a, b, cは現実に生じていると危惧される。よって私はハラスメント手続きは原則として調停や調整によるべきで，調査は慎重にすべきと思料する。また職員相談室や相談員制度が公正かつ有効に機能しているかを担保するため情報の扱いは相談者中心にすべきと思料する（医療と同じ原理である）。特定経歴である私のささやかな努力が東北大学の真の発展に寄与することを祈念し，またa, b, cの是正を期待してここに文書の特定と開示のやり直しを申し立てる。

(本答申では添付資料は省略)

(2) 意見書 1

審査に当たっては，これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明を参照し慎重に行うことを希望する。

特に本諮問事件の本質部分の1つである「異議申立ての理由」について，諮問庁側の説明や反論はきわめて不十分ないし矛盾した内容になっている。たとえば諮問庁の「諮問の理由」（下記第3の2(2))では規約や慣例から当然作成され保存されるべき文書に対しても「“無い文書”は無い」などとの主張がしばしばされている。このような場合「実際に作成されなかったのか」または「作成されたが廃棄されたか」の区別を明確にし，その上でこれらの状況が規約や慣例から適正か否かの判断をして欲しい。

これまでの関連審査でも学内規約から「総長に報告」すべき事項につき「総長に“報告したとの記録文書”はない」との回答が寄せられており，これは「a. 総長に報告したが記録はない」のか「b. 総長に報告しなかったので当然その記録はない」のかが重要論点である。

前者の場合，更に“a-1. そもそも記録を作成しなかった”のか，あるいは“a-2. 記録作成したが廃棄した”かが焦点になり各ケースに応じ，審査の論点は激変する。この鑑別が兎角軽視されていないか。

情報公開制度の形骸化が危惧される。

最近「国立大学法人大阪大学および京都大学における入学試験の出題不備とその後の不適正（隠蔽）対応」につき文部科学省が対応した事案の報道がなされた。国立大学法人の不正隠蔽体質を露呈した象徴的事案と思慮する。本件についても東北大学の暴走体質，人権侵害・隠蔽体質が見え隠れしている。国立大学は尊大・独善でチェックが甘い傾向があります。事案背景や関連事情を含めて慎重な審査を求める。

さて，本件では項目 a， b， c， d を異議申立ての対象として，問題点・矛盾点を指摘した。これらに関し諮問庁は「諮問の理由」において説明を試みているが焦点を外し，論点に答えておらず，不自然ないし錯誤・虚偽の記述に始終している。

特に，大学側は「相談窓口」の運用制度につき「諮問の理由」のなかで記述しているが，これらは当大学が公表し配布している「ハラスメントの防止と解決のために」のパンフレット記述と乖離・矛盾した内容になっている（添付資料 1 参照）。すなわち相談者のプライバシー保護や紛争解決の公平性についてである。パンフレットの説明ではこれらは遵守されるとあるが「諮問の理由」では大学側の管理下であり特に「全学防止対策委員長」の意向が運用を左右し，“プライバシーも公平性”も恣意的に操作されている。関連した諮問事件の内容からも大きな矛盾が露呈している（添付資料 2）参照。このような背景事情に基づき，諮問庁の文書特定・開示判断は大きくゆがめられ不適正な運用となっている。“暴走体質，人権侵害・隠蔽体質”を危惧する所以であり，“情報公開制度による学内行政チェック機能”に期待する次第である。

まとめ：諮問庁の諮問の理由は論拠もあいまいで論理的にも欠陥がある。説明も不十分で理由を満たしていない。多くの記述内容に錯誤・虚偽が混入している。慎重かつ論理的に審議されれば幸いである。

なお本件の審査結果等を公表するにあたっては個人情報保護に格別の配慮を依頼する。

（本答申では添付資料は省略）

（3）意見書 2

（ハラスメント全学防止対策委員会等において不適正な対応があった旨の主張及び本件について慎重に審議を求める旨の要望等を内容とするもの。本答申では省略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成 27 年 7 月 22 日に，異議申立人から，本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では，当時，相当数の開示請求を受付け処理中であり，

期限内に処理することが困難であったため、平成27年8月20日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年9月24日に延長し、全部を開示するもののほか、本学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報である法14条5号に該当する不開示情報が記載されているため、法15条により部分開示する旨及び文書不存在であったため法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年10月9日付けで行った。

その後、平成27年11月4日付けの異議申立書が提出され、翌5日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、異議申立人のハラスメント相談の職員相談窓口利用に係り、本学が作成及び入手した保有個人情報である。

開示請求中の「a相談記録」として「来談者シート」(文書1)及び「相談記録」(文書2)に記録された保有個人情報を特定し、「来談者シート」は全部開示し、「相談記録」は、相談対応欄の記述部分を法14条5号柱書に規定する事務又は事業に関する情報であり、ハラスメント相談員が相談者からの聞き取り等により形成した心証を基に、相談内容の補足や相談対応の在り方等についてのハラスメント相談員の主観的意見が記述されており、開示することにより、今後、ハラスメント相談員が関係者からの反論や苦情等を避けるために、相談内容に対する率直な印象を記述することを躊躇してしまう可能性は否定できず、ハラスメントの被害救済に関する相談その他の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。「b関係委員会への取次」としては、「取次書」(文書3)に記録された保有個人情報を特定し、全部開示とした。「cその他記録類(調停陪席時記録を含む。)」及び「dその他連絡等」については、文書は作成しておらず、該当する保有個人情報は無いことから不開示とした。

ハラスメント相談員は、全学相談窓口として規程等に基づき、職員相談室での相談内容や状況等に応じ問題の解決に必要な援助及び情報の提供等を行う等対処し、ハラスメントに関する問題の場合は、適宜、ハラスメント全学防止対策委員長に相談し必要な助言を受けるとともに、必要に応じ関係部署と連携を図り、また、相談内容は記録のうえ、その概要をハラスメント全学防止対策委員長に報告することとされている。異議申立人は、原処分において特定した文書以外に、問合せメールやその返信、提出した相当量の資料があるが特定から漏れていると申し立てて

いるが、相談窓口では、相談の予約を電話やメールで受け付けており、予約や日時確認のためメール等のやり取りは行っていたと思われるものの、メールはすでに廃棄しており、保有個人情報は保有していない。また、その業務の性質上、種々の文書を受領し、相談の段階で提出された文書は相当量あったが、個人情報に係る機微な内容が含まれていることもあり、事案の処理が一段落した際に廃棄することとしていたため、異議申立てを受け、改めて文書の探索を行ったが、相談窓口利用に係り作成ないし入手した文書としての保有個人情報は、原処分で特定した文書以外に保有していなかった。

異議申立人は、「相談記録」の相談対応欄の記述について、医療カルテでは開示する部分であるから、同様に開示相当であると申し立てているが、「相談記録」は医師が診療時に記録するカルテとは全く異なるものであり、「相談対応」にはハラスメント相談員による主観的な意見等が記述されており、開示すると、今後、ハラスメント相談員が相談者等からの反論や苦情等を避けるために相談内容に対する率直な印象を記述することを躊躇する可能性は否定できず、ハラスメント相談窓口として適切に機能しなくなるなど、ハラスメント被害救済の対応事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号柱書きに規定する事務又は事業に関する情報に該当するため、不開示は妥当である。

以上の理由から、本学の決定は妥当なものと考え、平成27年10月9日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成30年1月19日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月5日 | 審議 |
| ④ | 同月22日 | 異議申立人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 同年3月12日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同月26日 | 異議申立人から意見書2を收受 |
| ⑦ | 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報があるはずであり、本件対象保有個人情報の不開示

部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解される
ところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有
個人情報の見分結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び
不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象保有個人情報の
特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとお
り説明する。

ア 本件開示請求は、異議申立人のハラスメント相談の職員相談窓口利
用に係り東北大学が作成・入手した保有個人情報の開示を求めるもの
であるため、職員相談窓口及び当該相談に係る調停事案の処理に当た
ったハラスメント全学防止対策委員会及び同委員会の下に設置される
ハラスメント全学調停委員会の事務を行うこととされている人事給与
課労務管理係（組織変更に伴い人事課職員第1係から名称変更）にお
いて、本件請求保有個人情報に該当する可能性がある情報の探索を行
い、保有が確認されたものは全て特定して開示決定等の対象としたも
のである。

イ 異議申立人は本件対象保有個人情報の特定に疑義を述べているが、
上記第3の2(2)の説明のとおり、異議申立人が例示する文書はい
ずれも廃棄済み等と判断されるものであり、諮問に当たって改めて行
った探索においても、本件対象保有個人情報の外に開示請求の趣旨に
沿う保有個人情報の存在は確認されなかった。本件請求保有個人情報
の性格上、他の部局等に該当の情報が記録された文書が保管されてい
るとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、原処分におけ
る保有個人情報の特定は妥当であったと判断するものである。

(2) 本件対象保有個人情報の内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段
不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認めら
れない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求
の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、
本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報を見分すると、文書2に記録された保有個人情
報のうち、ハラスメント相談員による「相談対応」欄の記載が、法14
条5号柱書きに該当するとして不開示とされていることが認められる。

諮問庁は、東北大学の行うハラスメント防止対策におけるハラスメン
ト相談員の役割等を述べた上で、当該不開示部分には、ハラスメント相
談員が相談者からの聞き取り等により形成した心証を基に、相談内容の

補足や相談対応の在り方等についてのハラスメント相談員の主観的意見が記述されており、開示することにより、今後、ハラスメント相談員が関係者からの反論や苦情等を避けるために、相談内容に対する率直な印象を記述することをちゅうちょしてしまう可能性は否定できず、ハラスメント相談窓口として適切に機能しなくなるなど、ハラスメントの被害救済に関する相談その他の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示としたものである旨説明する。

- (2) 諮問庁の説明するハラスメント相談員の役割、本件対象保有個人情報の内容等に鑑みれば、不開示部分を開示することによりハラスメントの被害救済に関する相談その他の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記諮問庁の説明は、これを否定し難い。

したがって、不開示部分は法14条5号柱書きに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件は、異議申立てから諮問までに2年2か月以上が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における諮問に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条5号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

私は東北大学本部にある職員用相談窓口を利用し、特定の事案（特定日 A…特定日 B）につき全面解決に至った経緯がある。

本件では特定時期以降現在までに、私の職員用相談窓口利用（特定相談員他）に係り、作成ないし入手された保有個人情報の一切を開示請求する。

特定を容易にするため、a相談記録、b関係委員会への取次ぎ（ハラスメント申立書に添付される“取次書”類；複数回提出している。）、cその他記録類（調停陪席時記録を含む。）、dその他連絡等に分けて特定し開示することを求める。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 来訪者シート

文書2 相談記録

文書3 取次書